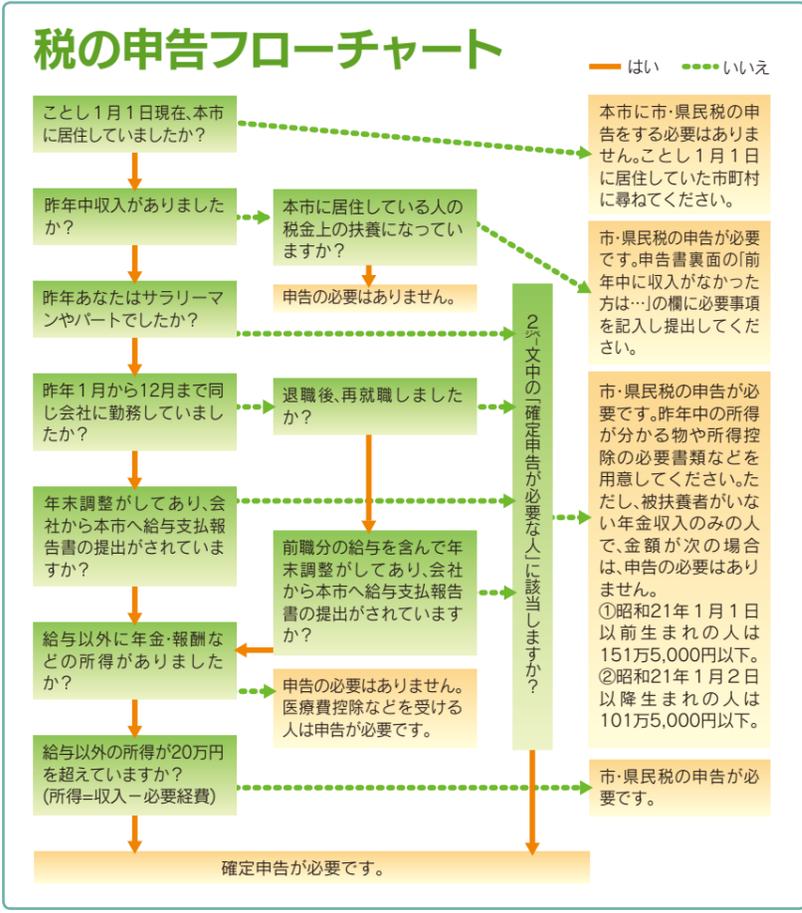


# 申告は忘れずお早めに

税の申告の期間中は窓口が大変混雑します。フローチャートで自分に必要な申告を確認し、必要書類をそろえて早めに提出しましょう。申告は郵送でも受け付けます。

問い合わせは  
 所得税などの申告については 前橋税務署 ☎224-4371 (自動音声案内で「0」を選択)  
 市・県民税の申告については 市民税課 ☎898-6203



## 介護保険料などの控除には各種証明書が必要

税の申告で、次の控除を受けようとする人は各種証明書が必要です。

### ■社会保険料控除 (介護保険料)

#### ●年金からの天引き (特別徴収)

年金の源泉徴収票に記載されている介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。申告の際には、源泉徴収票を添付してください。ただし、遺族・障害年金から特別徴収されている人は、源泉徴収票が発行されません。支払通知書などを添付してください。

#### ●納入通知書か口座振替で納付 (普通徴収)

納入通知書の領収証書を添付してください。口座振替の人は1月に送付した振替済通知書を添付してください。

#### ●源泉徴収票などを紛失したら

源泉徴収票を紛失した人は年金支払者に連絡し、再発行の手続きを。支払通知書や領収証などを紛失した人は、市役所介護高齢課が各支所の窓口へ。介護保険料納付額についての電話での問い合わせには回答できません。

問い合わせは  
 介護保険料については 介護高齢課 ☎898-6159  
 障害者控除については 同課 ☎898-6134  
 サービス利用料については 同課 ☎898-6157  
 おむつ代については 同課 ☎898-6155

### ■障害者控除

障害者控除を受けようとする人に市役所介護高齢課が各支所で認定書を発行します(即日発行はできません)。  
**対象**＝身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で、昨年12月31日現在、要介護1以上の状態にある人

### ■医療費控除

#### ●サービス利用料

介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用料は、医療費控除の対象に。また、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の条件を満たす場合は対象になります。

#### ●おむつ代

医療費控除の対象と認められるには、医師が発行したおむつ使用証明書が必要。ただし、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けていて、一定の要件を満たす人は、医師の証明書に代えて市が交付する確認書で控除を受けられます。

種類	期間	時間	会場
所得税(還付)・消費税・贈与税	2月7日(月)～3月15日(火)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21
所得税(譲渡を含む)	2月16日(水)～3月15日(火)		
日曜相談日	2月20日(日)・27日(日)		

※日曜相談日以外の土日曜・祝日は受け付けていません。

種類	期間	時間	会場
市・県民税	2月16日(水)～3月15日(火)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	2月18日(金)	午前9時30分～11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月22日(火)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	2月23日(水)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
日曜相談日*	2月20日(日)・27日(日)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

※日曜相談日以外の土日曜・祝日は受け付けていません。  
 \*大胡・宮城・粕川・富士見支所は27日(日)のみ。

### ●申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所があり、次

### 市・県民税の申告

●**公的年金を受給している人**  
 公的年金から所得税が源泉徴収されている場合、所得税の申告により精算しますので、源泉徴収票を確認してください。複数の公的年金を受給している人は合計して所得額を算出します。

### 所得税などの申告

#### ●確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当する人。  
 ①事業所得や不動産所得、一時・雑所得があるか土地、建物、株式などを譲渡した人で、所得の合計額が所得控除の合計額を超える。  
 ②給与の収入金額が2,000万円を超える。  
 ③給与を1カ所から受けていて、給与所得以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。  
 ④給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。  
 ⑤同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の

#### ●申告書の作成

申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利。画面の案内に従って金額などを入力することで簡単に申告書などを作成でき、印刷した物と必要書類を税務署に提出することができます。また、事前手続きをするとe-Taxでの電子申告も可能です。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

#### ●確定申告・相談窓口

期間・会場など▶▶表1のとおり(期間中は前橋税務署での申告相談を行います)。

#### ●振替納税が便利

所得税、消費税の納税には振替納税が便利です。ぜひ、利用してください。

#### ●申告が不要な人

①所得税の確定申告をした。  
 ②1カ所からの給与所得のみで年末調整をし、勤務先から本市へ給与支払報告書が提出されている。  
 ③遺族年金や障害年金などの非課税所得のみを受給。  
 ④パートやアルバイトなどの収入があった。

#### ●申告用紙

前年実績に基づき、該当と思われる人には申告用紙を1月末に郵送しました。申告用紙が届かなくても、申告が必要な人は市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所へ請求してください。

#### ●農業所得は収支計算で

農業所得は、すべて収支計算です。事前に収支内訳書を記入してください。

### 申告に必要な物

- 印鑑、筆記用具、電卓
- 昨年中の所得が分かる物(源泉徴収票や支払調書など。事業・不動産所得者は収支に関する書類)
- 医療費・社会保険料・生命保険料控除などを受ける人は証明書や領収書など
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など